

令和7年度林地残材等有効活用支援事業に係る公募要領

令和7年度林地残材等有効活用支援事業を実施していただく補助事業者を下記のとおり公募します。

令和7年3月12日

長野県林務部森林づくり推進課長

1 公募対象補助事業名

令和7年度林地残材等有効活用支援事業

2 応募団体の要件

本事業を応募できる者は、民間団体等（以下「団体」という。）とし、以下の全ての要件を満たすものとします。

- （1）木材搬出等の作業システムに関する知見を有し、かつ、幅広い関係者とのネットワークを有する団体であること。
- （2）木質バイオマスに関する知見を有し、かつ、幅広い関係者とのネットワークを有する団体であること。
- （3）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの。）を備えていること。
- （4）本事業を行うための具体計画を有する団体であること。
- （5）本事業により得られた成果（以下「事業成果」といいます。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。
- （6）長野県に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- （7）長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- （8）その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

3 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費については、本事業を実施するために直接かつ追加的に必要な経費のうち別紙1の別表のとおりとし、通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料等の経費は含まないものとします。提案に当たっては、令和7年度における本事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、課題提案書に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額とは一致しません。

4 課題提案書提出表明書に関する事項

本事業への参加を希望する者は、課題提案書提出表明書（別紙様式第1号）を作成し、令和7年3月17日（月）17時までに、9の（3）のイの問合せ先に電話にて連絡の上、9の（3）のアの提出先に電子メールで提出してください。

なお、やむを得ない場合には、9の（3）のアの提出先に郵送により提出してください（期

限内必着)。

(注) 郵送の場合は、封筒に「林地残材等有効活用支援事業課題提案書提出表明書在中」と記載してください。

5 提案できない経費

以下の経費は、提案することができません。

- (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (2) 本事業の実施に関連しない経費

6 補助金の額等

別紙1のとおり

7 補助事業の実施期間

令和8年3月10日(火)まで

8 提案書類の作成等

以下の書類を作成してください。

- (1) 本事業に係る課題提案書(別紙様式第2号)
- (2) 提出者の概要(団体概要等)が分かる資料

9 課題提案書等の提出期限等

- (1) 公募期間：令和7年3月12日(水)から令和7年3月24日(月)
- (2) 提出期限：令和7年3月24日(月)12時まで(期限内必着)

(注) 電子メールで提出する場合は、(3)のイの問合せ先に電話にて連絡の上、(3)のアの提出先に電子メールで提出してください(添付するファイルはPDF形式(圧縮されたものを除く。))とし、1メール当たりの容量は、7MB以下としてください。)

なお、提出後は、電話により、必ずメールが届いていることを問合せ先に確認してください。

また、やむを得ない場合には、(3)のアの提出先に郵送してください。

その場合は、封筒に「林地残材等有効活用支援事業課題提案書在中」と記載してください。

(3) 課題提案書等の提出場所及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

ア 提出先

(電子メールでの提出の場合)

長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係

zorin@pref.nagano.lg.jp

(郵送の場合)

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係奥原、宮坂

イ 問合せ先

長野県林務部森林づくり推進課造林緑化係

zorin@pref.nagano.lg.jp

電話 026-235-7270

(4) 提出部数

課題提案書等：3部(郵送する場合)

なお、郵送する場合であっても、提出する資料をCD-R等の電子媒体に保存し、紙媒

体の資料と併せて提出する場合は、提出部数は1部とします。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ① 課題提案書等は、返却いたしません。
- ② 課題提案書等は、内容の変更及び提出の取り消しができません。
- ③ 課題提案書等は、提出者に無断で使用しません。
- ④ 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ⑤ 課題提案書提出表明書を提出していない者、又は応募要件を有しない者が提出した課題提案書等は無効とします。
- ⑥ 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑦ 以下の取組は、本事業の対象となりませんので、注意してください。
 - (ア) 他の公の補助金の交付を受け、又は受ける予定のある取組
 - (イ) 事業成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取組
 - (ウ) 営利目的の活動又は活動対象が応募者の会員等に限定された取組

10 課題提案会の開催

- (1) 課題提案書等を審査するための課題提案会を開催する場合は、有効な課題提案書等を提出した者に対して令和7年3月25日（火）までに連絡します。

（注）提出状況により開催しない場合があります。

- (2) 上記により連絡を受けた者は、令和7年3月27日（木）午前10時から長野県庁において、提出した課題提案書等の説明を行っていただきます。

11 補助金交付候補者の選定

(1) 審査方法

提出された課題提案書等について、別に定める審査要領にもとづく選定審査委員会による審査を行った上で、課題提案書等を提出した者の中から、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」といいます。）を選定します。

(2) 審査の観点

事業内容、実施方法、事業の効果、事業実施主体としての適格性などについて審査します。

なお、課題提案書等の提出の日から過去3ヶ年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者、間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体としての適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

(3) 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として選定した者に対しその旨を、それ以外の課題提案者に対しては候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、公開します。

12 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

補助金交付候補者は、本事業の採択決定後、速やかに本事業の補助金交付等要綱及び実施要領（以下「要綱等」といいます。）に基づき、本事業の実施及び補助金の交付に必要な手続を行ってください。

また、本事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、令和8年3月18日（火）まで

に提出してください。

13 事業実施主体に係る責務等

補助金の交付を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書をいいます。）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2) 補助金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、適正化法に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、本事業と他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

(3) 守秘義務

本事業により得られた企業情報等を無断で他の企業等への情報流出には十分留意する必要があります。

(4) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権その他の無体財産権、ノウハウ等）は、事業実施主体に帰属します。

(5) 事業成果等の報告

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後に必要な報告を行わなければなりません。なお、長野県は、報告のあった事業成果を無償で活用できるほか、事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

14 その他

本事業は、令和6年度長野県議会2月定例会において令和7年度の予算成立が前提となりますので、今後内容の変更等がある可能性があります。

林地残材等有効活用支援事業の概要

1 趣旨

搬出・運搬しても採算が合わない為に、放置されている林地残材の搬出に係る経費及び運搬を効率化するための経費の一部を支援することにより、再造林時の作業軽減、流木対策や木質バイオマス資源としての県産材利用の促進等を図ることを目的とします。

2 事業概要

林地残材は、搬出（集積）・運搬する際に体積の割に重量が軽い、販売価格より経費が割高となるほか、異物混入、含水率等の要因から低品質であること、安定供給する体制が構築されていないことから活用が進んでいない。

このため、林地残材の搬出支援と併せて供給先である木質バイオマス利用施設までの運搬を効率化する作業等に係る経費への支援を実施する。さらに、効率的な搬出や運搬方法、安定的な供給体制の構築等について、専門家の技術指導や研修会による普及・啓発を実施し、県内各地において支援が無くても林地残材が搬出・活用される体制を構築する。

[支援対象となる取組]

事業種目	事業の内容	補助対象経費	補助額
林地残材等有効活用支援	(1) 林地残材搬出支援 林地残材の活用を図る事業体に対して、活用量に応じ補助金の交付を行う。 (2) 林地残材活用に向けた技術的支援 林地残材の活用に向けた技術的支援を10地区以上で実施する。 (3) 研修会の開催 林地残材活用に向けた研修会を、全県を対象に1回以上実施する。	①技術者給 ②賃金 ③謝金 ④旅費 ⑤需用費 ⑥役務費 ⑦委託料 ⑧使用料及び賃借料	22,000 千円以内 採択予定者数 : 1 者
事務経費	上記支援を行うのに必要な経費 ただし、①から⑨に係る経費の総額は、①から⑩の合計額の10%以下にとどめなければならない。	⑨原材料費 ⑩(1)に係る補助金(補助対象は別表1参照) ①～⑩の詳細は別表2参照	

(別表1) 林地残材搬出支援に係る補助金

対象工程	補助金額	備考
ア 主伐後、林内に残置された林地残材の集積	1,700 円/t	定額
イ アで集めた材又は、間伐材の枝条や森林病虫害被害材等の中間土間までの搬出（主伐、間伐等と一体的に行う竹材を含む）	1,300 円/t	定額
ウ 利用施設まで 30km 以上運搬する場合の、運搬効率化のための枝条圧縮等作業（チップ化含む）	500 円/t	定額

(別表 2) 対象経費

①技術者給	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。なお、技術者給の算定にあたっては、「 <u>補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について</u> 」によることとします。
②賃 金	アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
③謝 金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。
④旅 費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に参加する委員並びに指導者等の旅費とする。
⑤需 用 費	消耗品費、燃料費、食料費（原則として会議等における茶菓子賄料に限る。）印刷製本費、光熱水量費、資料購入費、修繕料等とする。
⑥役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。
⑦委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。
⑧使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
⑨原材料費	情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。
⑩補 助 金	別表 1 に定められた林地残材搬出支援費